

パブリックコメントを募集

募集期限
28日(金)必着

次の計画(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。市内に居住・通勤・通学する人などが対象です。団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出してください。

いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで公表します。個人情報公表しません。また、個別に連絡することはありません。

計画(素案)	今熊地区周辺エリア複合施設整備事業基本構想(素案)	大阪狭山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)(素案)
趣旨	今熊地区周辺エリアに集積して立地している公共施設および関連する機能を集約・複合化し、地域の活性化や魅力向上を図るため、基本構想を策定します。	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2030年までの温室効果ガスの削減目標と2050年までに排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすため、計画を策定します。
募集期間	7日(金)～28日(金)必着	
閲覧場所	市ホームページ、市役所情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、市立公民館、図書館、社会教育センター、総合体育館、さやま荘、郷土資料館、保健センター	
その他 閲覧場所	市役所資産活用・契約グループ、さつき荘、障害者地域活動支援センター	市役所生活環境グループ
意見の 提出方法	書面(様式自由)に住所・名前・電話番号・(通勤・通学の場合は)会社名・学校名・(団体の場合は)団体名・計画(素案)に対する意見を日本語で書いて、以下のあて先へ郵送。ファクシミリ、電子メール、申込フォームからまたは直接も可	
あて先	〒589-8501大阪狭山市役所資産活用・契約グループ、ファクシミリ(FAX367-1254)、電子メール(kanzai@city.osakasayama.osaka.jp)	〒589-8501大阪狭山市役所生活環境グループ、ファクシミリ(FAX367-1254)、電子メール(eco@city.osakasayama.osaka.jp)
申込 フォーム		
問い合わせ	資産活用・契約グループ ☎366-0011	生活環境グループ ☎366-0011

子育て世帯訪問支援事業を開始しました

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭などを訪問支援員が訪問し、家事・育児を支援します。

対象 市内に住んでいる次のいずれかの家庭で、市が支援を必要と認めた人 ●妊婦がいる ●0歳の乳児がいる ●18歳未満の児童がいて、特に支援を必要とする **内容** ①食事の準備、片付け、洗たく、掃除、買いものの同行やサポートなどの家事支援 ②授乳のサポート、調乳、おむつ交換、沐浴・入浴の補助などの育児・養育支援 **利用時間** 月～金曜日午前8時～午後7時 ※1日当たり原則2時間まで **利用額** ①家事支援/1時間当たり500円 ②育児・養育支援/1時間当たり200円 ※いずれも午後6時以降は料金割増あり。所得による減免制度あり **申し込み** 電話でこども家庭センター ※面接後に支援計画を作成し、利用の可否を決定します。詳しくは問い合わせてください



問い合わせ こども家庭センター ☎349-8016

■ 出生届をオンラインで提出できます



1日(出)からマイナポータルを利用してオンラインで出生届が提出できるようになります。

オンラインで提出するには次のすべての要件を満たす必要があります。

●届出人は生まれた子の父母のいずれかであること ●生ま

れた子の親の本籍地が大阪狭山市であること ●届出人が本籍地や筆頭者を把握していること ●届出人がマイナンバーカードを保有していること ●生まれた子の父母双方が日本国籍を持っていること(嫡出でない子は母が日本国籍を持っていること) ●生まれた子の出生地が日本国内であること ●医師などが作成した出生証明書の画像データを保存していること(出生証明書が画角に収まっている、文字が明確に判読できる程度に鮮明である画像に限る) ●子の名に使用する漢字がマイナポータル上で使用可能な漢字であること

【手続きに必要なもの】

●医師または助産師が作成した出生証明書 ●届出人のマイナンバーカード(署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書が有効なもの) ●マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンまたはパソコン・ICカードリーダーライター ※別途、こども医療証の手続きなど市役所への来庁が必要な手続きもあります。詳しくは、市ホームページを確認してください

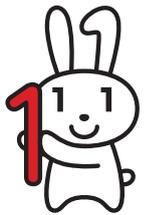


問い合わせ 市民窓口グループ ☎349-9480

■ 転出届をオンラインで提出できます

電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人が、日本国内の市区町村へ転出する場合は、マイナポータルから手続きを行うことで、市役所への来庁が原則不要となります。マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンを持っている場合は、スマートフォンのみで手続きができます。※転出の際には国民健康保険や児童手当な

ど市役所への来庁が必要な場合もあるので注意してください。マイナポータルを通じて転出届を提出した後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届の提出などの手続きが必要で、詳しくは、デジタル庁ホームページを確認してください



問い合わせ 市民窓口グループ ☎349-9480

■ 大阪・関西万博狭山池バトンアートパーク公募作品展

市民から募集した「過去から未来へといのちをつなぐ狭山池」をテーマとした水彩画の作品展を行います。選定作品は、7月26日(土)・27日(日)に大阪・関西万博会場で開催する市催事「狭山池バトンアートパーク」で一つのアート作品となり、市の魅力を世界へ発信します。

とき 23日(祝)～27日(休)午前10時～午後5時(27日は午後4時まで) ところ SAYAKAホール・コンベンションホール



問い合わせ (公財)大阪狭山市文化振興事業団 ☎366-4664

確定申告は17日(月)～3月17日(月)



確定申告は、17日(月)～3月17日(月)にすばるホール(富田林市桜ヶ丘町/南海高野線「金剛駅」から南海バス「小金台二丁目バス停」下車)で受け付けます(土・日曜日、祝日など休日を除く。ただし、3月2日(日)は開設)。作成済みの申告書などは正本(提出用)のみを提出(郵送)してください。

郵送の場合の提出先 大阪国税局業務センター大手前分室(〒540-8543大阪府中央区大手前一丁目5-44大阪合同庁舎第1号館) ※富田林税務署内の窓口でも提出可

「すばるホールへの入場には**入場整理券**が必要です」国税庁ホームページで入手方法などを確認してください。会場では、スマートフォンでの申告書作成を推進しています。富田林税務署内に確定申告会場は開設していません



【確定申告はスマートフォンで】

給与所得者などが行う「医療費控除」やふるさと納税の「寄附金控除」などの申告は、簡単・便利なスマートフォンによる申告をおすすめしています。

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って入力すると自動計算で作成され、申告書はスマートフォンから簡単にe-Tax送信(提出)できます。なお、マイナンバーカードを利用して、マイナポータルにログインすることで、医療費やふるさと納税などの情報が自動入力されるため、より簡単に確定申告を行うことが可能です。

「必要なもの」●マイナンバーカード読取対応のスマートフォン ●マイナンバーカード ●マイナンバーカードのパスワード2種類 ※署名用パスワード(英数字6～16文字)、利用者証明用パスワード(数字4桁) ●利用者識別番号およびそのパスワード(持っている人のみ)

【昨年分の申告期限、納期限】

●所得税・復興特別所得税/3月17日(月)(口座振替日は4月23日(水)、延納分は6月2日(月)) ●個人事業者の消費税・地方消費税/3月31日(月)(口座振替日は4月30日(水)) ●贈与税/3月17日(月)

「スマホ決済アプリで納付できます」スマホ決済アプリ(PayPay、d払い、auPAY、LINE Pay、メルペイ、amazon pay、楽天ペイ)から納付できます 「留意点」●アカウント残高を利用した支払いのみ利用可能なため、事前に利用するスマホ決済アプリへのアカウント登録と残高へのチャージが必要です ●原則、全税目で納付可能です ※印紙を貼り付けて納付する場合など、一部利用できない税目があります ●一度の納付での利用上限金額は30万円です ※利用するスマホ決済アプリで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります ●領収証書は発行されません



【国税に関する質問・相談】

国税に関する一般的な質問や相談は、国税相談専用ダイヤル☎0570-00-5901を利用してください。つながらない場合は、富田林税務署へ電話して音声案内「1」を選択してください。

【申告書などの控えへの收受日付印の押なつ廃止】

税務署では、1月から申告書などの控えに收受日付印の押なつを行っていません。

問い合わせ 富田林税務署☎0721-24-3281

確定申告に使用する医療費通知について



令和6年中に支払った医療費が一定の金額を超えた場合、病院などの領収書または「医療費のお知らせ(医療費通知)」を使って医療費控除を受けることができます。大阪狭山市国民健康保険では、令和6年11・12月の診療に関する医療費通知は、3月に発送予定のため、病院などの領収書の内容を明細書に記入して申告してください。

問い合わせ 保険年金グループ☎349-9471

■ こんな人は、個人市・府民税の申告が必要です



個人市・府民税の申告が必要な人は、令和7年1月1日現在、市の住民基本台帳に記録されていて、前年中に所得があった人です。ただし、次に該当する人は申告が不要です。

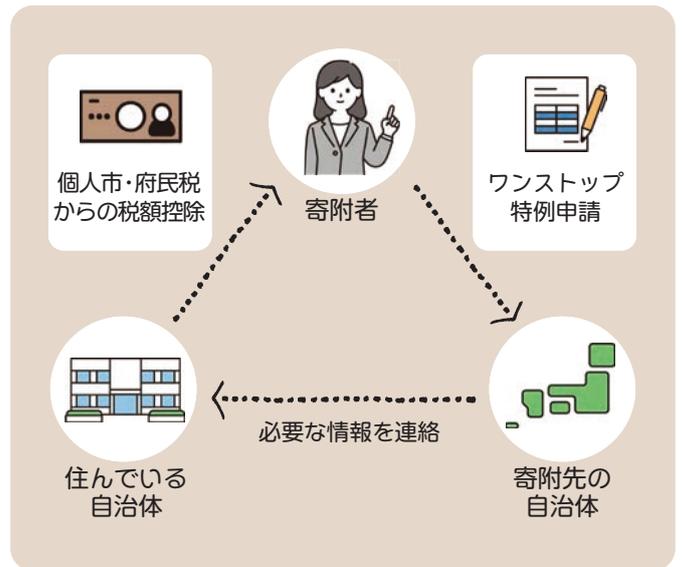
- 給与所得または公的年金などにかかる雑所得のみがある人で、支払者から支払報告書が提出されていて、支払報告書に記載されている所得控除など以外に適用を受ける所得控除などがない人
- 所得税の確定申告をする人 ※国民健康保険料や介護保険料などの算定や各種申請に課税証明書の発行が必要な場合などは、無収入の人も申告してください。申告には、本人および扶養親族などのマイナンバーの記入が必要です。医療費控除を受けるときは、医療費控除の明細書の添付が必要です(領収書は不可)。領収書は自宅で5年間保管してください。医療費控除の明細書は、市役所税務グループで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます

とき 17日(月)～3月17日(月)午前10時～午後4時(3月1日(土)・15日(土)は午前10時～午後0時のみ受け付け) **ところ** 市役所・第一会議室 ※公共交通機関を利用してください。待機場所などはありません **持ちもの** マイナンバーカードまたは有効なマイナンバー通知カードと本人確認書類、令和6年中の収入・控除の内容がわかる書類

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

ふるさと納税先の自治体数が5団体以内の場合に、ふるさと納税を行った自治体へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出すれば、所得税の確定申告を行わなくても所得税の寄附金控除相当分を含めて個人市・府民税から税額控除される制度です。制度の適用を受けると、所得税からの還付は発生せず、ふるさと納税をした翌年の6月以降に納付する個人市・府民税額が減額されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用されないため、ふるさと納税の寄附金控除額を記載した確定申告書または個人市・府民税の申告書の提出が必要です。

- 6団体以上の自治体へ寄附した場合
- 確定申告書または個人市・府民税の申告書を提出した場合(給与所得者が医療費控除を受けるために確定申告書を提出した場合など)
- 特例制度への申請後に住所を変更したが、変更届出書を提出していない場合



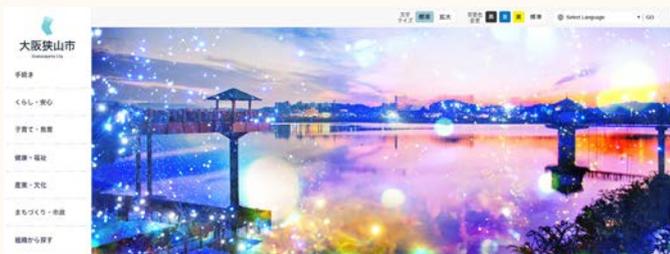
問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

市ホームページに **お店の名前** や **企業名の広告** を出しませんか
 トップページ広告枠

表示回数 **約 250万回** 市ホームページ
 伸びています 全体実績(令和6年度)

掲載料 1万円/1か月
 掲載場所 トップページ

sample
 桜香る狭山池
さやりんのお店 



1か月から掲載できます。気軽に相談してください。



申込フォーム▶



市ホームページ▶

問い合わせ 広報広聴・人権啓発グループ ☎366-0011

高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、世帯で令和5年8月1日～令和6年7月31日に支払った両方の自己負担額の合計が、自己負担限度額(右表)を超えた場合、申請により超えた額が支給されます。対象者には申請書を送付するので、国民健康保険の加入者は、市役所保険年金グループへ、後期高齢者医療制度の加入者は、大阪府後期高齢者医療広域連合給付課へ申請してください。※医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または支給額が500円以下の場合には支給対象外です

次に該当する人は、支給される場合があるので、計算期間内に加入していたほかの保険者の「自己負担額証明書」を持って申請してください。

令和5年8月1日～令和6年7月31日に、●大阪府外から転入した ●ほかの医療保険制度から後期高齢者医療制度または大阪狭山市国民健康保険に加入した ※後期高齢者医療制度に加入し、高額療養費(外来年間合算)支給申請書が届いている人は、高額療養費を先に申請してください

【70歳未満の国民健康保険加入者】

所得区分	負担割合	自己負担限度額(年額) (医療保険+介護保険)
基準総所得額901万円超	3割	212万円
基準総所得額600万円超～901万円以下		141万円
基準総所得額210万円超～600万円以下		67万円
基準総所得額210万円以下		60万円
住民税非課税世帯		34万円

※基準総所得額＝前年の総所得額等－基礎控除43万円

※70歳未満の国民健康保険加入者の自己負担額は、医療機関ごと(入院、外来、医科、歯科別)に月額2万1,000円以上を支払ったときに合算対象となります

【後期高齢者医療制度および70歳以上の国民健康保険加入者】

課税状況	所得区分	負担割合	自己負担限度額(年額) (医療保険+介護保険)
課税世帯	現役並み所得 課税所得690万円以上	3割	212万円
	課税所得380万円以上		141万円
	課税所得145万円以上		67万円
非課税世帯	一般	1割	56万円
	低所得Ⅱ	または	31万円
	低所得Ⅰ	2割	19万円(※1)

(※1)複数世帯の場合、介護保険の自己負担限度額は31万円

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471 (国民健康保険)、☎349-9472 (後期高齢者医療)、大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06-4790-2031

介護保険料、介護サービス費用は所得控除の対象に

昨年中に納付した介護保険料や介護サービス費用の自己負担分などは、所得税などの所得控除(社会保険料控除、医療費控除)の対象になる場合があります。

【介護保険料】

介護保険料は、社会保険料控除の対象です。年金から保険料が差し引かれている人(特別徴収)には、日本年金機構または共済組合などから、1月中に「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されています。対象となる介護保険料額が記載されているので、申告書の提出時に持参してください。また、保険料を口座振替で納付している人や窓口で納付している人(普通徴収)は、「口座振替明細書」または「領収書(金融機関などの領収印のあるもの)」で昨年中の保険料納付額を確認できます。なお、源泉徴収票や口座振替明細書、領収書に代わる「介護保険料納付確認書」を市役所高齢者福祉グループで発行しています。

【介護サービスの自己負担分やおむつ代】

次の人が、ケアプラン(介護サービス計画)に基づく介護サービスの範囲で自己負担した費用やおむつ代は、医療費控除の対象になる場合があります。

《居宅サービス利用者》ケアプランに医療費控除の対象となるサービスが含まれている場合は、介護保険給付の自己負担分(1割、2割または3割)が控除対象です。医療費控除の対象となる場合は、サービス提供事業所から発行される領収書の記載を確認してください。また、介護予防サービス・総合事業サービス(要支援1・2および事業対象者)分も同様の取り扱いとなります。

《施設入所者》介護保険施設に入所している人は、介護保険給付の自己負担分として支払った費用(1割、2割または3割)のほか、食費や居住費が対象です。ただし、特別養護老人ホームに入所している場合は、その2分の1の額が対象です。

《おむつ代》おむつ代を医療費控除の対象として申告するときは、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、要介護認定を受けている人は、介護保険法に基づく要介護認定にかかる主治医意見書の内容から、高齢者福祉グループで証明書に代わる書類を発行できる場合があります。認定を受けているすべての人に発行できるとは限りません。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ 高齢者福祉グループ ☎349-9416

「さやりんおでかけサポート」運転ボランティアと 利用者を募集

市と社会福祉協議会は、市民の皆さんが高齢になっても今まで暮らしてきた地域で安心して生活するために、外出に困難を抱える高齢者に対して、買いもの、通院、趣味活動などの外出支援を運転ボランティアが行う、住民同士の助け合い事業を実施しており、運転ボランティアと利用者を募集しています。

【運転ボランティア募集】

対象 次のすべてに該当する人 ●第一種運転免許(AT限定も可)を持っている ●10年以上の運転経験があり、日常的に運転をしている ●75歳以下で健康である ●社会福祉協議会が実施する運転ボランティア養成講座を受講できる **活動内容** 自動車での外出時の送迎、乗降、買いもの、通院時のサポートなど

【利用者募集】

対象 市内に住んでいる要支援・要介護認定を受けている人
内容 月～金曜日の次のいずれかの時間帯(年末年始、祝

日など休日を除く)の外出支援 ●午前9時30分～11時 ●午前11時30分～午後1時 ●午後1時30分～3時 ●午後3時30分～5時 ※大阪狭山市から2.5km以内が利用範囲です **利用料** 1回500円(事前に社会福祉協議会でチケットの購入が必要です) **利用方法** 利用には事前登録が必要です。利用日の1か月～3日前に電話でさやりんおでかけサポート専用ダイヤル☎360-4866。1人につき月2回までが上限です(自宅から目的地までの送迎に加え、見守りや荷物の運搬などの生活支援サービスと一体的に実施しています) ※内容により利用できない場合があります。詳しくは問い合わせてください

【第3回運転ボランティア養成講座】

とき ①18日(火)午後1時～5時・②25日(火)午後1時～4時
ところ ①保健センター・集団指導室 ②さやま荘・大広間
対象 ①②いずれも受講できる人 **申し込み** 14日(金)までに電話でさやりんおでかけサポート専用ダイヤル☎360-4866



現在、外出に困難を抱える高齢者を運転ボランティアが支えています

問い合わせ 社会福祉協議会☎367-1761

里レク～2025春～市民ふれあいの里を無料開放します

市民ふれあいの里を無料開放します。
とき 3月1日(土)午前10時～午後3時(雨天中止) **ところ** 市民ふれあいの里 **内容** (模擬店)いか焼き、焼き鳥、飲みものなど、(体験コーナー)火起こし、手転がし鉄道、忍者ゲームなど、(クラフト)ブンブンごま、^{たこ} 焼板など <<テニスコートの無料開放>>午前9時30分～午後4時30分にラケットとボールを無料で貸し出します(1回30分。当日先着順)



問い合わせ 生涯学習グループ☎349-9487

各計画などの進捗状況に対する行政評価委員会による評価と意見

令和5年度の行財政改革推進プラン2020、第五次総合計画実施計画および第2期総合戦略の進捗状況などについて、識見のある人や市民などで構成する「大阪狭山市行政評価委員会」が評価した意見などを参考にしながら、より良い市政運営をめざしています。今回の行政評価委員会では、今年度に策定を予定している大阪狭山市行財政運営戦略大綱および大阪狭山市行財政運営戦略プラン2025の案についても、意見をいただきました。

【大阪狭山市行政評価委員会の評価および意見】

目標達成に向け、おおむね計画どおりに実施している。大阪狭山市行財政運営戦略大綱および大阪狭山市行財政運営戦略プラン2025の策定にあたっては、引き続き、各部署が横断的・統合的な考えを持って取り組みを進めてほしい。また、現行のプランからの継続性がある取組項目と新たな取組項目を整理するとともに、市民サービスへの影響も十分に考慮して進めてほしい。

【個別に選定された事業に対する意見】

＜学校園一貫ICTサービス展開事業＞教員不足や長時間労働などの教育現場における教員の負担が課題となる中、教員と保護者双方の負担を軽減することができる良い取組

みである。教員と子どもたちや保護者との直接的な対話を念頭に置きながら、負担軽減できる部分は当該サービスを十分に活用することにより、新たに確保された時間を本来の教育の場へしっかり還元していけるように取り組みを推進してほしい。また、取り組みの推進にあたっては、教育現場における教員などへの支援もあわせて進めてほしい。

＜地域福祉計画策定事業＞地域福祉計画の策定にあたっては、計画自体が福祉の分野だけにとどまらず、広範囲にまたがる総合的な計画であることを再認識してほしい。また、それを念頭に実際の現場で活動している人の意見をもとに取り組みの方向性を検討するとともに、福祉分野以外の人にも参画いただき、取り組みを進めてほしい。

＜成年後見制度利用促進事業＞成年後見制度は、今後の高齢者支援において大変重要な制度になってくることが予想される。利用の促進を図っていくため、より効果的な周知方法について検討し、制度に対する市民理解を深めてほしい。また、周知方法の検討に際しては、当事者や親族、関係機関などの意見も踏まえ、多方面から工夫してほしい。今後、制度の必要性の高まりに備え、成年後見人の養成にも引き続き取り組んでほしい。

問い合わせ 行財政マネジメントグループ(行財政改革・行財政運営戦略) ☎366-0011、企画・情報政策グループ(総合計画・総合戦略) ☎349-8001

うっかり さやりの もっ だまされない

案件①

この契約、定期購入だったの!?

「初回限定価格」、「お試し」などと記載があっても、1回限りで解約できないという相談が増加しています。

申し込み前に契約内容や解約条件を必ず確認しましょう。
※トラブルが起きたときは一人で悩まず、消費生活センターに相談してください

問い合わせ 消費生活センター ☎ 366-2400

通常 4,000円
お試しで1本 1,000円!
これは狙い目だわ

申し込む

ポチッ



早速、届いた!
お肌のために
お試し〜♪



翌月

あれ?
なんでまた送られてきたの?

えっ!
それも
4,000円!



4回以上の
定期購入と
なります。

